平成9年度

交通災害共済の会員を募集します

◆家族そろって加入しましょう

交通事故は、いつ私たちの身にふりかかってくるかわかりません。万が一の交通事故に備え、平成九年度もご家族そろって「交通災害共済」に加入しましょう。この交通災害共済に平成八年度は八千九百人以上の皆さんが加入され（加入率八十八・六％）、これまでに二十四件、百二十七万円が見舞金として支給されています。四月の更新期が近づいてきましたので、九年度もぜひご加入ください。

加入できる人…岩室村に住所を有する人

■会費（掛金）…一人年額500円（途中で加入する人も同額）

■共済期間……四月一日から来年三月末日まで

■申込方法……各区長さんを通して、全世帯に申込書をお届けします。申込書には今年一月末現在の世帯員が記載されていますので、お手数でも転出や死亡などをご確認のうえ、加入する人数分の会費を添えて、切り離さず（申込書は、切取り線付きの二連用紙です）区長さんに提出してください。また、個人で直接手続きする方は、次の金融機関へお申し込みください。

■取扱金融機関……第四銀行巻支店・巻信用組合岩室支店・和納支店いわむろ農協本所・和納支所・間瀬支所

※なお、二月一日以降に本村に転入等された方の分は、世帯員が記載されていない白紙の申込書をお届けしますので、お手数でも加入する人の名前をご記入のうえ、区長さんまたは取扱金融機関へお申し込みください。

ところで、見舞金の請求ができるのは、交通事故に遭った日から一年以内です。この期間を過ぎますと、見舞金が支給されなくなります。皆さん、忘れずにご請求ください。

■見舞金の対象となる事故

次に掲げる交通事故による災害で日本国内で発生したもの

❶歩行中にはねられたりした事故

❷自転車・バイク・電車・荷車・身体障害者用車イスなどの交通事故に伴う事故

■見舞金の対象とならない事故

❶飛行機・船舶・ロープウェイなど、車輌及び電車等によらない人身事故

❷住宅等の庭先や工場内・屋内・作業場など、首路及び鉄道以外の場所で起きた事故

❸日本国外で発生した事故

※なお、見舞金の給付制度ですが、「見舞金の対象となる事故」であっても、その災害の発生が故意・重大なる過失・無免許運転及び天災などによる場合は、見舞金は支給されません。

詳しい内容につきましては、後日申込書と一緒にチラシを配布しますのでご覧ください。また、交通事故に遭ったときは、必ず警察に届け出てください。詳しくは、**役場観光商工課**（☎82－5715）までお問い合わせください。

下水道のマンホール蓋にあなたのデザインを募集！

岩室村公共下水道事業のマンホールの蓋のデザインを募集します。岩室村のイメージにピッタリな作品を考えて、ご応募ください。

1．応募作品・規格

デザイン上のテーマは問いません。岩室村のイメージにふさわしい作品を、デザインして下さい。

応募用紙はB4サイズの白紙で20cmの円の中に一色でデザインを行い、作品に応募者の住所・氏名・年齢・電話番号・デザインの簡単な説明などを明記してください。

2．応募先（問い合わせ）

〒953-01

岩室村大字西中860番地

岩室村役場建設課　宛

3．締め切り

平成9年2月28日(金)

4．その他

。採用作品は、広報いわむろを通じて紹介いたします。

。採用作品の応募者に薄謝を差し上げます。

※なお、デザインの応募用紙は役場建設課に用意してあります。

第10代弥彦観光駅長募集中

弥彦村とＪＲ新潟支社では、弥彦周辺の観光をＰＲし、一層の遊客を図るため、弥彦観光駅長を次のとおり募集しています。

■応募資格…弥彦村及び周辺市町村在住者で、未婚の女性

■応募方法…平成９年２月10日(月)までに。弥彦村役場商工観光課へ履歴書を郵送又は直接提出してください（郵送の場合当日消印有効）。

■勤務時間…午前９時～午後５時30分

■勤務内容…首都圏等へのＰＲ及び弥彦駅での観光案内等

■勤務日数…月20日間程度

■給与等……月額 150,000円程度

他に賞与（年３回）

■服装……制服、制帽等は支給いたします。

※お問い合わせ先

弥彦村役場商工観光課☎94-3131（内線231）

長野オリンピック寄附金付切手発売！

郵政省は、今月七日(金)に「長野オリンピック冬季競技大会（寄附金付）郵便切手」を発行いたします。切手の図柄は、長野オリンピックの公式エンブレムと、マスコットの「スノーレッツ」を描いた二種です。

切手は一枚90円で、80円切手に10円の寄附金がついています。

寄附金は、長野オリンピック冬季競技大会組織委員会を通じて、長野オリンピックの運営に充てられます。販売期間は三月六日(木)までです。

お求めは、最寄りの郵便局で！

長い間利用のない通帳・証書はありませんか（郵便貯金の権利消滅の防止）

机の引き出しなどにしまい込んで忘れている。少額だから、面倒だからとそのままにしている。このような理由で、長い間利用していない郵便貯金の通帳や証書はありませんか。

そのままに放置しておくと、自分の貯金であるにもかかわらず権利が消滅してしまうことがあります。

あなたの身の回りを、もう一度確認してみましょう。

■最終利用から権利消滅まで

十年間一度も貯金の出し入れがない通帳や満期後十年になる証書をもっている人には、「貯金の払戻し等をお勧めするお知らせ」が届きます。

払戻しの知らせが届いてから、さらに十年の間に払戻しの請求がない場合、今度は「まもなく貯金の権利が消滅する旨のお知らせ」が郵送され、その後2か月たっても払戻しの請求がなければ、貯金の権利はなくなります。

■金額の多少にかかわらず届け出てください。

〔権利をなくさないために〕

❶長い間使っていない通帳や証書の有無を確かめる。

❷通帳や証書がなくても、貯金をした記憶があれば次のことを糸口として郵便局に相談を。

◇いつごろ

たとえば自分が貯金を始めた歳を思い出して、何年ごろの証書なのかを把握する。

◇どこの郵便局で

◇どんな種類の貯金をしたか

国民年金からお知らせ

●お問い合せは　役場住民福祉課 ☎82-5713

国民年金保険料の確定申告も忘れずに

農業・漁業などの自営業やサービス業を営む皆さん、そろそろ確定申告の季節ですね。国民年金の保険料は、確定申告の際に社会保険料控除として、課税所得額から差し引かれることをご存じですか。

控除の対象となるのは、平成８年１月から12月までの１年間に納めた保険料です。自分の保険料はもちろん、家族の分の保険料をあなたが支払った場合も対象になります。免除期間の追納保険料や、昨年以前の未納保険料なども控除されます。

２月16日から３月17日までに行う確定申告の際は、忘れずに申告しましょう。

平成８年の保険料の額は下表のとおりですが、納めた金額がわからない方は、役場住民福祉課年金係にお問い合わせください。

平成８年の保険料額			
月額	定額	１月～３月	11,700円
		４月～12月	12,300円
	付加保険料		400円
年額	定額保険料		145,800円
	付加保険料		4,800円
	定額＋付加		150,600円

特殊自動車の車種区分が変わりました！

今般、運輸省では、特殊自動車の車種区分の見直しを行いました。今回の改正では、小型特殊自動車の範囲を拡大し、農耕トラクター等特殊自動車の検査を廃止するなどの規制緩和措置がとられています。この改正は、ことしの１月１日から実施されています。

■規格改正の概要

小型特殊自動車の規格が次のように改正されました。

□ 部が今回の改正部分を示す

		長さ（m）	幅（m）	高さ（m）	最高速度（km/h）	原動機総排気量（リットル）
旧	（一律に規定）	4.70以下	1.70以下	2.00以下	15以下	1.5以下
新	農耕作業用自動車（注）	制限なし	制限なし	制限なし	35未満	制限なし
	上記以外の特殊自動車	4.70以下	1.70以下	2.80以下	15以下	制限なし

※農耕作業用自動車とは、車体形状が「農耕トラクター、刈取脱穀作業車など」に該当する自動車です。